

船舶事故等調査報告書

平成23年3月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第231号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成22年6月1日 18時40分ごろ	
発生場所	伊豆半島西方沖 静岡県沼津市戸田灯台から真方位183° 1.75海里付近 (概位 北緯34°56.8′ 東経138°45.7′)	
事故等調査の経過	平成22年11月24日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第十二たか丸、6.6トン	
船舶番号、船舶所有者等	SO2-3820（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	主機クランク軸ジャーナル部、同クランクピン部、主軸受、クランク軸受等主要部が損傷	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、伊豆半島西方沖を航行中、平成22年6月1日18時40分ごろ、機関室から異音が聞こえ、振動が発生した後、主機が停止した。</p> <p>船長は、オイルミストの放出管から白濁したオイルが噴出していたので、応急的な対応ができないと考え、僚船に電話で救援を依頼した。</p> <p>本船は、来援した僚船にえい航され、戸田漁港に戻った。</p>	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 5	
その他の事項	<p>主機は、冷却清水を海水で冷却する間接冷却方式で、主機駆動軸から伝導歯車を介して駆動されるゴムロータ式海水ポンプ（以下「海水ポンプ」という。）を装備していた。</p> <p>主機は、潤滑油圧力計が破損して指示不良となっていた。</p> <p>船長は、主機が停止した後に潤滑油圧力低下の警報ランプ表示が出ているのを認めたが、停止前の警報音に気付かなかった。</p> <p>主機は、本インシデント後に精査された結果、クランク軸が、主軸受及びクランク軸受の異常摩耗によって甚だしい縦傷を生じ、修正不能となっていた。</p> <p>クランクケースに溜められた潤滑油は、海水が大量に混入し、乳化していた。</p> <p>海水ポンプは、軸封装置のリップ部が摩耗し、シール機能が損なわれていた。</p>	
分析	乗組員等の関与	不明
	船体・機関等の関与	あり
	気象・海象の関与	なし
	判明した事項の解析	本船は、伊豆半島西方沖を航行中、海水ポンプの軸封装置部から海水がクランクケース内に浸入

		<p>し、潤滑油が乳化して主機各部の潤滑が阻害され、主機が損傷したものと考えられる。</p> <p>海水は、海水ポンプの軸封装置のリップ部が摩耗したため、クランクケース内に浸入したものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が伊豆半島西方沖を航行中、海水ポンプの軸封装置部から海水がクランクケース内に浸入し、潤滑油が乳化して主機各部の潤滑が阻害され、主機が損傷したことにより発生したものと考えられる。</p>	